

改正要旨

○設計業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

- ・第1102条用語の定義、第1107条照査技術者及び照査の実施、第1109条提出書類及び第1134条行政情報流出防止対策の強化の記述を一部訂正

第 2 章 設計業務等一般

- ・第1209条設計業務の条件の記述を訂正
- ・主要技術基準及び参考図書の追加、削除、編集又は発行所及び発行年月の一部改正

第 6 編 道路編

第 4 章 道路設計

- ・第6408条道路詳細設計及び第6427条成果品に舗装工設計を追加記述

第 7 章 トンネル設計

- ・第6704条山岳トンネル詳細設計の舗装工設計の記述を一部改正

第 9 章 道路施設点検（新規に記述）

- ・第6901条道路施設点検の種類、第6902条道路防災カルテ点検、第6903条橋梁提起点検及び第6904条成果品について新規に記述

○測量業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

- ・第109条提出書類、第133条屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更及び第134条行政情報流出防止対策の強化の記述を一部改正

○地質・土質調査業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

第 1 章 総則

- ・第101条適用及び第102条用語の定義の記述を一部改正及び総括監督員、主任監督員、監督員、了解、受理を定義
- ・第102条の2受注者の義務を新規に記述
- ・第107条主任技術者及び第108条担当技術者の記述を一部改正
- ・第109条提出書類にテクリスへの低入札登録について記述
- ・第110条打合せ等及び第111条業務計画書の記述を一部改正
- ・第116条成果の提出に提出部数及び電子納品対象業務の提出部数を追加記述
- ・第119条修補及び第127条再委託の記述を一部改正
- ・第129条守秘義務の詳細記述を追加
- ・第129条の2個人情報の取扱いを新規に記述
- ・第130条安全等の確保及び第131条臨機の措置の記述を一部改正
- ・第133条屋外で業務を行う時期及び時間の変更を新規に記述

- ・第134条行政情報流出防止対策の強化を新規に記述

第10章 地形・地表地質踏査

- ・第1002条業務内容の記述を改正
- ・第1003条成果品を新規に記述

○用地調査等業務共通仕様書関係

①国土交通省の用地調査等共通仕様書に石綿調査算定要領が追加されたことを参考とした改正

②第74条、第86条に必要な様式を明記

第6章 建物等の調査

- ①第55条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ②第57条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ③第66条第2項及び第3項に、石綿調査算定要領について明記
- ④第68条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ⑤第74条第3項に、用材林調査表について明記
- ⑥第86条第1項に、用材林補償額算定書をについて明記した条文追加、第2項は第1項からの項ずれ

様式

- ①様式第13号の2、第14号の2、様式第14号の3、様式第18号の2、様式第28号を追加、様式第28号の2は様式番号ずれ

別記4 成果品一覧表

成果品一覧表に石綿調査算定要領の様式、墳墓類移転料算定表の様式番号、用材林調査表及び用材林補償額算定書の様式番号及び様式名称、動産移転料算定書の様式番号を追加

別記9 機械設備調査算定要領

一部を変更

別記10 附帯工作物調査算定要領

一部を変更

別記12 石綿調査算定要領

新規に追加

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書 改正箇所一覧

1-1 設計業務共通仕様書

編章	条	項	改正ページ
第1編 共通編 第1章 総則	第1102条 用語の定義	39、40	1-1-3
	第1107条 照査技術者及び照査の実施	2	1-1-5
	第1109条 提出書類	3	1-1-5、1-1-6
	第1134条 行政情報流出防止対策の強化	2	1-1-15
第2章 設計業務等一般	第1209条 設計業務の条件	12	1-1-18、1-1-19
	1. 主要技術基準及び参考図書		1-1-21～1-1-24-7
第6編 道路編 第4章 道路設計	第6408条 道路詳細設計	2	1-1-243～1-1-244
	第6427条 成果品		1-1-268
第7章 トンネル設計	第6704条 山岳トンネル詳細設計	2	1-1-333
第9章 道路施設点検	第6901条 道路施設点検の種類	新	1-1-386-1
	第6902条 道路防災カルテ点検	新	1-1-386-1
	第6903条 橋梁提起点検	新	1-1-386-1
	第6904条 成果品	新	1-1-386-4

1-2 測量業務共通仕様書

編章	条	項	改正ページ
第1編 共通編 第1章 総則	第109条 提出書類	3	1-2-5
	第133条 屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更	2	1-2-12-3
	第134条 行政情報流出防止対策の強化	2	1-1-12-3

1-3 地質・土質調査業務共通仕様書

編章	条	項	改正ページ
第1章 総則	第101条 適用	3	1-3-1
	第102条 用語の定義	2～39	1-3-1～1-3-3
	第102条の2 受注者の義務	新	1-3-3
	第107条 主任技術者	3、4	1-3-4、1-3-5
	第108条 担当技術者	1	1-3-5
	第109条 提出書類	3	1-3-5
	第110条 打合せ等	3	1-3-6
	第111条 業務計画書	2～4	1-3-6
	第116条 成果の提出	4	1-3-8
	第119条 修補	2	1-3-8
	第127条 再委託	1	1-3-10
	第129条 守秘義務	2～7	1-3-11-1
	第129条の2 個人情報の取扱い	新	1-3-11-1～1-3-11-3
	第130条 安全等の確保	1～9	1-3-11-3～1-3-11-4
	第131条 臨機の措置	2	1-3-11-4
第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更	新	1-3-11-4	
第134条 行政情報流出防止対策の強化	新	1-3-11-4、1-3-11-5	
第10章 地形・地表地質踏査	第1002条 業務内容	1～5	1-3-40
	第1003条 成果品	新	

1-4 用地調査等業務共通仕様書

編 章	条	項	改正ページ
第6章 建物等の調査	第55条 木造建物	1、2	1-4-19
	第57条 非木造建物	1、2	1-4-19
	第66条 木造建物	2、3	1-4-23
	第68条 非木造建	1、2	1-4-24
	第74条 立竹木	3	1-4-25
	第86条 立竹木	1、2	1-4-26
1. 様式集	(様式第13号2)	追加	別記4、別記9、別記10についての修正はホームページの掲載資料又は加除資料で確認願います。
	(様式第14号の2、様式第14号の3)	追加	
	(様式第18号2)	追加	
	(様式第28号、様式第28号の2)	改正追加	
5. 別記4	成果品一覧表	改正	
13. 別記9	機械設備調査算定要領	改正	
14. 別記10	附帯工作物調査算定要領	改正	
16. 別記12	石綿調査算定要領	追加	

以下に添付する本文の改正ページの改正表示

削除箇所： ~~○○○○○~~

追記箇所： ○○○○○

(1. 主要技術基準及び参考図書は朱書きのみ)

24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
40. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者であり、~~特記仕様書に定める業務経験を有し~~なければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、~~委託料~~契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日以

内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1110条 打合せ等

1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の品質を確保するための計画
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制(緊急時含む)
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他
なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用した、~~「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等~~有用な

新技術・新工法及び積極的に活用するための検討を行うと共に、「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用した、~~「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」~~等有用な新技術・新工法及び積極的に活用するための検討を行うと共に、「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

13. 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

1. 主要技術基準及び参考図書

H25.3現在 他

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集	土 木 学 会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	島根県公共工事共通仕様書	島 根 県	H24. 4
11	国土交通省公共工事共通仕様書	国 土 交 通 省	H25. 3
12	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 11
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 12
15	公共測量 作業規定の準則	国 土 交 通 省	H25. 3
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H24. 10
17	測量成果電子納品要領(案)	国 土 地 理 院	H20. 12
18	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H24. 11
19	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 5
20	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院	H20. 4
21	電子納品運用ガイドライン(簡易版) 【業務編・工事編】	島根県土木部技術管理課	H25. 2
22	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土 木 学 会	H20. 3
23	2007年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H19. 3
24	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土 木 学 会	H20. 3
25	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土 木 学 会	H22. 11
26	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	H20. 3
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土 木 学 会	H20. 3
28	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
29	デジタル写真管理情報基準(案)	国 土 交 通 省	H22. 9
30	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
31	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 4
32	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
33	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
34	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
35	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
36	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
37	シールド工事前標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
38	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16. 12
39	軟岩評価—調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4. 11
40	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H12. 3
41	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
42	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
43	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
44	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
45	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
46	薬液注入工法設計施工指針	日本グラウト協会	H1. 6
47	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
48	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
49	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
50	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
51	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
52	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
53	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機メーカー	H 7. 8
54	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3
55	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
56	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
57	建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル ル広報推進会議	H14. 11
58	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
59	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国土地理院	H20. 3
60	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書 (案)【数値地形図編】	国土地理院	H21. 10
61	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 10 5
62	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19. 11
63	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・材カについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
64	環境省大気常観マニュアル	環境省水・大気環境局	H22. 3
65	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11. 6
66	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環境庁	H12. 4
67	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)	環境省水・大気環境局	H23. 10
68	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11
68	公共測量におけるセミダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21. 12
69	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H21. 7
70	基準点測量製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国土地理院	H24. 7 6 H22. 5
71	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国土地理院	H24. 6 6
72	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書	国土地理院	H24. 6 6
73	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H20. 3
74	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H24. 2 2
75	路線測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2 2
76	河川測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2 2
77	用地測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2 2
78	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	H205
79	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H205

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
5	改訂建設省 河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会 国土交通省	H24. 10
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11
7	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10
8	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
9	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
10	流域貯留施設等技術指針(案)	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
12	数字で見る港湾 2011	日本港湾協会	H23. 7
13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説 ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
15	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21. 4
16	ダム・堰施設技術基準(案)	ダム・堰施設技術協会	H21. 6
17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
18	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
21	海岸保全施設築造基準解説(複製版)	全国海岸協会	H16. 6
22	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22. 6
25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
28	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
30	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
31	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル河川版	リバーフロント整備センター	H18. 3
32	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルダム湖版	ダム水源地環境整備センター	H18. 3
33	河川関係法令例規集	第一法規	-
34	護岸の力学的設計法	国土開発技術研究センター	H19. 11
35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15. 10
37	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
38	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H 1. 4
40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
43	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10
44	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
45	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
46	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1
47	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
48	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6. 3
49	緩傾斜堤の設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H18. 1
50	人工リーフの設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H16. 3
51	治水経済調査マニュアル(案)	国 土 交 通 省 河 川 局	H17. 4
52	港湾調査指針	日 本 港 湾 協 会	S62. 6
53	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H 3. 3
54	ビーチ計画・設計マニュアル	日 本 マリーナビーチ協会	H17.10
55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
56	農地防災事業便覧	農地防災事業研究会	H11. 1
57	漁港計画の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
58	漁港海岸事業設計の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 8. 9
59	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8
60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 6. 9
61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 3. 1
62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59.10
63	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター ダム水源地環境整備センター	S55H8.61
64	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
65	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総 合 土 石 流 対 策 基本計画検討委員会	H 1. 9
67	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
68	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全 国 治 水 砂 防 協 会	H19. 9
70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H 1. 4
71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
72	多目的ダムの建設	全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー	H17. 6
73	コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 8
74	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H18. 7
75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
76	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
77	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
78	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土 木 学 会	H12.12
79	軟岩の調査・試験の指針(案)	土 木 学 会	H 4.12
80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局	H20. 5
81	河川景観の形成と保全の考え方	国 土 交 通 省 河 川 局	H18.10
82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環境課	H18. 8
83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部	H19. 2
85	海岸景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局 ・ 港 湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18. 1
86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省	H18. 6
87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国 土 交 通 省	H16. 3
89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
90	試験湛水実施要領(案)	国 土 交 通 省	H 11. 10
91	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 6
92	巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 2
93	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国 土 交 通 省	H21. 7
94	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研 究グループ(地質)他	H18. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
95	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
96	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
97	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
98	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建 設 省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道 路 環 境 研 究 所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎ ょ う せ い	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日 本 林 道 協 会	H23. 9
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国 土 交 通 省	—
7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点(調査調査編)	国 土 交 通 省	—
8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国 土 交 通 省	—
9	交通渋滞実態調査マニュアル	建 設 省 土 木 研 究 所	H 2. 2
10	自転車道等の設計基準解説	日 本 道 路 協 会	S49.10
11	自転車道必携	自 転 車 道 路 協 会	S60. 3
12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交 通 工 学 研 究 会	H20. 7
13	クロソイドポケットブック	日 本 道 路 協 会	S49. 8
14	道路の交通容量	日 本 道 路 協 会	S59. 9
15	道路の交通容量1985	交 通 工 学 研 究 会	S62. 2
16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
17	平面交差の計画と設計・基礎編	交 通 工 学 研 究 会	H19. 7
18	平面交差の計画と設計・応用編	交 通 工 学 研 究 会	H19.10
19	路面標示設置マニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H24. 1
20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交 通 工 学 研 究 会	S63.12
21	生活道路のゾーン対策マニュアル	交 通 工 学 研 究 会	H23. 1
22	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III	道 路 環 境 研 究 所	H19. 9
23	道路土工要綱	日 本 道 路 協 会	H21. 6
24	道路土工-切土工・斜面安定工指針	日 本 道 路 協 会	H21. 6
25	道路土工-盛土工指針	日 本 道 路 協 会	H22. 4
26	道路土工-軟弱地盤対策工指針	日 本 道 路 協 会	H24. 07
27	道路土工-仮設構造物工指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
28	道路土工-擁壁工指針	日 本 道 路 協 会	H 11 24. 07
29	道路土工-カルバート工指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土 木 研 究 セ ン タ ー	H14.10
31	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	土 木 研 究 セ ン タ ー	H15.11
32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	土 木 研 究 セ ン タ ー	H12. 2
33	プレキャストカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全 国 ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 協 会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管 協 会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全 国 セ ラ ミ ッ ク パ イ プ 工 業 組 合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩 化 ビ ニ ル 管 ・ 継 手 協 会	H16. 3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日 本 PC ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 製 品 協 会	H 3.10
38	のり枠工の設計・施工指針	全 国 特 定 法 面 保 護 協 会	H18.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24. 3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H24. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H24. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4
51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
54	プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
57	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
59	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 写真集	日本道路協会	H12. 6
61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H19. 5
62	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
64	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
66	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
68	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 4
69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5. 3
70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7
71	道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅰ ・橋の美 Ⅱ ・橋の美 Ⅲ(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
72	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
73	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
75	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
76	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
77	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10
78	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
79	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
80	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
81	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
82	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会	H 4.12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
84	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
85	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
86	アスファルト混合所便覧	日本道路協会	H 8.10
87	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11
88	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
90	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
92	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3
94	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	H20. 7
95	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
96	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
98	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
99	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
100	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22. 1
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 3
103	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
111	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究会	H20.12
112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H23. 9
116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
118	道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7
123	平成21年度道路環境センサ調査要領	国土交通省道路局 地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H 8. 8
126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H 8. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8.12
128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
129	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道防災課	H16. 3
130	橋梁点検要領(案)	国土交通省道路局国道防災課	H16. 3
131	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道防災課	H16. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕公園緑地関係			
1	都市公園技術標準	国 土 交 通 省	H22. 4
2	都市公園技術標準解説書	日本公園緑地協会	H22. 6
3	造園施工管理 技術編・法規編	日本公園緑地協会	H23. 4
4	屋外体育施設の建設指針	日本体育施設協会	H24. 5
5	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S63.12
6	開発許可制度の手引き(案)技術編	島根県土木部都市計画課	H19.11
7	開発許可制度の手引き(案)事務編	島根県土木部都市計画課	H23.10
8	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 8
9	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 5
10	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 7
11	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 6
12	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22.12
13	建築工事標準詳細図	公 共 建 築 協 会	H22.11
14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日 本 建 築 学 会	H22. 3
15	建築基礎構造設計指針	日 本 建 築 学 会	H13.10
16	消防設備等の技術基準	広島県消防設備管理協会	H18.10
17	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国 土 交 通 省	H24. 3
18	みんなのための公園づくり	日本公園緑地協会	H20. 2
19	都市公園における遊具の安全確保に関する指針	国 土 交 通 省	H20. 8
20	遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008	日本公園施設業協会	H20. 8
21	公園緑地マニュアル	日本公園緑地協会	H24. 6
22	島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル	島根県 健康福祉部障がい福祉課 土木部建築住宅課	H17. 4
23	防災公園計画・設計ガイドライン	都市緑化技術開発機構	H11. 8
24	防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H12. 3
25	続・防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H17.10
26	遊泳プールの安全・衛生管理の解説	日本体育施設協会	H19. 7
27	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)①普及マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 7.11
28	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)②技術マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8. 4
29	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)③植物マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8.6
30	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)④設計・施設マニュアル	都市緑化技術開発機構	H16.10
31	ドッグラン整備ガイドブック	NPO社会動物環境整備協会	H20. 9
32	グランドカバー緑化ガイドブック	都市緑化技術開発機構	H 6.11
33	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	日 本 緑 化 セ ン タ ー	H21. 2
34	植栽基盤整備技術マニュアル	日 本 緑 化 セ ン タ ー	H21. 3
35	公園・緑化技術5ヶ年計画	都市緑化技術開発機構	H 6.11
36	造園CPD(継続教育)ガイドブック	日 本 造 園 学 会	H21. 4

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
47	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(社)農業土木機械化協会	H19. 3
48	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	(社)農業土木機械化協会	H20. 3
49	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社)農業土木事業協会	H19. 3
50	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社)農業土木事業協会	H18. 3
51	バルブ設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会	H14. 8
52	農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22. 8
53	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	(社)農業土木事業協会	H18.11
54	無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	(社)農業土木事業協会	H 4. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔6〕 森林整備			
(森林整備共通)			
1	治山林道必携(積算・施工編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
2	治山林道必携(調査・測量・設計編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H23. 9
3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17 .6
4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15. 5
5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
(治山)			
6	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
7	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
8	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15. 5
9	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12. 7
10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11. 9
(林道)			
11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	H23. 8
12	林道必携(技術編)	日本林道協会	H23. 8
13	森林土木構造物標準設計 擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18.10
14	森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔7〕 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全保安院	H23. 7
3	内線規程 JEAC	日本電気協会	H17 H24.02
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H23. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H22. 9
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]	国土交通省	H22. 3

注意：最新版を使用するものとする。

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断面図

実測縦断面図を用い、計画した縦断面線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断面図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断面図

実測横断面図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断面図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断面図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12)数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13)照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路予備設計(B)	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
及び道路予備修正	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	構造物設計	一般図	1:200~1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1000	
		流量計算書	—	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:500または1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000等
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cmを 10000m ³ または 20000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500または1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	<u>舗装工設計</u>	<u>舗装工詳細図</u>	<u>適宜</u>	
	数量計算	数量計算書	—	
報告書	報告書	—		

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水システムの計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、調査職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

第6902条 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。
なお、修正方法については、事前に監督職員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」(以下「定期点検要領」という。)及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下「第三者要領」という。)に基づき実施する定期点検に適用する。

第6903条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係

る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

①安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

①業務内容 ⑦仮設備計画

②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械

③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む）

④業務実施方針 ⑩環境対策

⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。）

⑥実施工程表

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

(3) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督職員に提出するものとする。なお、橋梁

点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力すること

により、データ作成を行うものとする。

第4節 成果品

第6904条 成果k品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日以内に、完了時は業務完了後、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、~~土曜日、日曜日、祝日等閉庁日~~を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 測量業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 測量作業業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿

い。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、~~官公庁の休日~~
閉庁日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する地質・土質調査、試験、解析に類する業務（以下「地質・土質調査」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量作業及び設計業務及び測量作業に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解

除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

~~4~~7. 「検査職員」とは、地質・土質調査の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。

~~5~~8. 「主任技術者」とは、地質・土質調査の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。

~~6~~9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

~~7~~10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

~~8~~11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

~~9~~12. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。

~~10~~13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

~~11~~14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。

~~12~~15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。

~~13~~16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

~~14~~18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査の入札に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査の契約条件を説明するための書類をいう。

~~15~~19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

~~16~~20. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

~~17~~21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

~~18~~22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

~~19~~23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

~~20~~24. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

~~21~~25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。

~~22~~26. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

~~23~~27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

~~24~~28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

~~25~~29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

~~26~~30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

~~27~~31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

~~28~~32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査の完了を確認することをいう。

~~29~~33. 「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、調査の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

~~30~~34. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

~~31~~35. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。

~~32~~36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

~~33~~37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

39. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他）が予想される場合は、監督職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

第105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第106条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第107条 主任技術者

1. 受注者は、地質・土質調査における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第

4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。

~~4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。~~

~~5. 4. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。~~

~~6. 受注者又は主任技術者は、屋外における地質・土質調査に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。~~

第108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、~~測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）~~業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報サービス（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。例：【低】○○○○業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、~~TECRIS~~テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、~~TECRIS~~テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、~~土曜日、日曜日、祝日等~~閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 地質・土質調査着手時、及び設計図書で定める調査の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は

打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

2. 地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

~~9. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。~~

- ~~4~~3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 調査概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 調査工程 | (4) 調査組織計画（担当者の一覧表を記載すること） |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果品の内容、部数 |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制（緊急時含む） |
| (9) 使用する機械の種類、名称、性能（一覧表にする） | |
| (10) 仮設備計画 | (11) その他必要事項 |

~~なお、仮設物は、設計図書に指定されたものを除き受注者の責任において行うものとする。~~

~~9. 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。~~

- ~~4~~3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

~~4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。~~

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要なくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は地質・土質調査を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出するものとする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査成果品の検査
 - (2) 地質・土質調査管理状況の検査地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して地質・土質調査内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (4) 天災等により地質・土質調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、地質・土質調査の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、受注者は地質・土質調査の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ~~イ. 地質ボーリング・土質試験等の調査方法及び技術的判断~~
 - (1) 調査業務（機械ボーリングも含む）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - ~~ロ. (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断~~
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にして

おくとともに、協力者に対し地質・土質調査の実施について適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ~~2. 受注者は、成果品の発表に際して、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。~~
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第129条の2 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た

個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第130条 安全等の確保

- ~~1.~~ 受注者は、~~使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。~~
- ~~2.~~ 1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針~~（平成19年改訂版）~~」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成~~19年9月29日~~21年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達昭和~~51年9月2日~~62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、調査実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
- ~~3.~~ 2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査実施中の安全を確保しなければならない。
- ~~4.~~ 3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- ~~5.~~ 4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- ~~6.~~ 5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を~~焼却する場合には~~野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、~~使用人等の喫煙、たき火~~等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

- 7.6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 7.7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 7.8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 7.9. 受注者は、地質・土質調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、(1)調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質~~および履行期間の遵守に重大な影響がある~~又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
(関係法令等の遵守)
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使

用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条 目的

1. 地形・地表地質踏査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

第1002条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。

2. 既存資料調査

対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

3. 空中写真判読 隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。

4. 現地調査

- (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
- (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報をも把握しておくとともに、岩石・地層の分布、~~相互関係~~地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
- (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業~~図~~ルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

5. 地質解析

(1) 地質工学的検討

対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

(2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

第1003条 成果品

成果品は、次の物を提出する。

(1) 調査報告書

(2) 地質平面図

(3) 地質断面図

(建物等の調査)

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）及び別記12石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）及び石綿要領により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領以下「機械設備要領」という。）に

- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

（木造建物）

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領及び石綿要領により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

（木造特殊建物）

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

4 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第68条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領及び石綿要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して及び石綿要領により作成するものとする。

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

(機械設備)

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表（様式第13号）、工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号）、用材林調査表（様式第14号の2）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算 定

（移転先の検討）

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2（運用方針第15関係）第6項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（木造特殊建物）

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（非木造建物）

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非

木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）

（機械設備）

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

（立竹木）

第86条 用材林の立木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立木の管理程度について検討し、用材林補償額算定書（様式第14号の3）により行うものとする。

2 用材林以外の立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

（営業その他の調査）

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

（営業に関する調査）